

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十五号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ワを削り、カをワとし、ヨを削り、タをカとし、レからウまでをヨからラまでとし、ホからオまでを削り、同表第三項中カを削り、ヨをカとし、同表第六項中ヌを削り、ルをヌとし、ヲからホまでをルからウまでとし、同表第八項中ソをツとし、ルからレまでをヲからソまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル 衝撃試験装置	一時間	一、三八〇円
----------	-----	--------

別表第二第一号の表第一項中

液体試料水	一試料	八、三一〇円	液 定
素核の測定	一測定		
液体試料炭	一試料	三四、三〇〇円	固 定
素核・水素核二次元の測定	一測定		
固体試料炭	一試料	六七、五〇〇円	
素核の測定	一測定		

体試料測	一時間	八、二五〇円 （一時間を増す ごとに五、九一〇円を加える。）
体試料測	一時間	二八、九〇〇円 （一時間を増す ごとに八、八五〇円を加える。）

に改め、同表第二項中

(8) 粒度分布試験

一試料	五、二四〇円
-----	--------

を

(8) 食品材料等の物性試験	一試料	四、
	一項目	

一項目

(9) 粒度分布試験	一試料	五、
	一項目	

六〇〇円	二四〇円
------	------

に改め、同表中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

四 環境試験	衝撃試験装置による試験	一試料 一測定	一三、六〇〇円
--------	-------------	------------	---------

第二条 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第七項中タをソとし、ニからヨまでをへからレまでとし、ハの次に次のように加える。

ホ 空間電磁界可視化システム	ニ リバブレーションチャンバー	一時間	六、七九〇円
		一時間	六五〇円

別表第二第一号の表第三項中

(4) 電磁波妨害源探査装置による測定	一時間	四、三九〇 (一時間を増すごとに三、〇〇円を加える。)
---------------------	-----	--------------------------------

円 三 十

(4) リバブレーションチャンバーを使用する測定	一時間	一一、二〇〇円 (一時間を増すごとに九、三四〇円を加える。)
(5) 電磁波妨害源探査装置による測定	一時間	四、三九〇円 (一時間を増すごとに三、〇三〇円を加える。)

に改める。

第三条 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中表の部分の部分を次のように改める。

種類	名称	単位	金額
一 設計・加工機器	イ 五軸マシニングセンタ	一時間	三、一四〇円
	ロ マシニングセンタ	一時間	一、九二〇円

ハ	高速立型加工機	一時間	三、七九〇円
ニ	立フライス盤	一時間	四二〇円
ホ	簡易NC旋盤	一時間	六七〇円
ヘ	旋盤	一時間	一六〇円
ト	平面研削盤	一時間	三四〇円
チ	ラジアルボール盤	一時間	一一〇円
リ	帯のこ盤	一時間	一五〇円
ヌ	高圧油圧プレス機（一メガニュートン）	一時間	四八〇円
ル	低圧油圧プレス機（二五キロニュートン）	一時間	二九〇円
ヲ	イオンプレーティング	一時間	二、〇七〇円
ワ	二軸押出成形機	一時間	九五〇円
カ	ショットブラスト	一時間	二七〇円
ヨ	サンドブラスト	一時間	一〇〇円
タ	大型インクジェットプリンタ	一時間	七〇円
レ	自動トレースシステム	一時間	二九〇円
ソ	インクジェット式積層造形装置	一時間	一、四三〇円
ツ	インクジェット式カラー積層造形装置	一時間	二、八六〇円
ネ	角形シートマシン	一時間	二四〇円
ナ	製麺機	一時間	一〇〇円
ラ	油圧式圧搾機	一時間	九〇円
イ	集束イオンビーム加工観察装置	一時間	五、九二〇円
ロ	走査型電子顕微鏡	一時間	三一〇円
ハ	走査型プローブ顕微鏡	一時間	六三〇円
ニ	光学顕微鏡（複合機能型）	一時間	二四〇円
ホ	光学顕微鏡（単機能型）	一時間	九〇円
ヘ	実体顕微鏡	一時間	一五〇円
ト	高感度微分干渉顕微鏡	一時間	一七〇円
チ	マイクロスコープ	一時間	一八〇円
リ	デジタルマイクロスコープ	一時間	五五〇円
ヌ	マイクロCCDスコープ	一時間	七〇円

二 表面観察機器

四 精密測定機器										三 強度試験機器															
ト	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ	カ	ワ	ヲ	ル	ヌ	リ	チ	ト	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ	ヨ	カ	ワ	ヲ	ル
画像測定機	二次元座標測定顕微鏡	測長機	レーザ干渉測長機	非接触三次元測定機	三次元測定機	高精度三次元測定機	引張せん断試験機	疲労試験機	シャルピー衝撃試験機(三〇〇ジュール)	ロックウェル硬度計	マイクロゴム硬度計	リビッカース硬度試験機	微小硬さ試験機	微小表面材料特性評価システム	ビデオ式非接触伸び計	万能材料試験機(三〇〇キロニュートン)	万能材料試験機(二五〇キロニュートン)	万能材料試験機(二〇〇キロニュートン・五キロニュートン・一〇〇ニュートン)	万能材料試験機(二〇キロニュートン)	万能材料試験機(一〇キロニュートン)	イオンスパッタリング装置	試料埋込器	切断・研磨器	試料研磨器	高速度カメラ
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
八三〇円	一、二八〇円	七三〇円	八二〇円	九六〇円	五一〇円	三、四四〇円	二六〇円	六二〇円	三四〇円	七〇円	八〇円	八〇円	二四〇円	二八〇円	七九〇円	七九〇円	四〇〇円	四三〇円	六一〇円	四〇〇円	一一〇円	一四〇円	一三〇円	二四〇円	六一〇円

五 測 定 機 器																			
チ	真円度測定機	一時間	二七〇円																
リ	表面粗さ測定機	一時間	一五〇円																
ヌ	表面粗さ・輪郭形状測定機	一時間	三〇〇円																
ル	非接触微細形状測定機	一時間	一、六〇〇円																
ヲ	三次元輪郭形状測定機	一時間	二五〇円																
ワ	全焦点三次元形状測定機	一時間	一、六五〇円																
イ	モーシヨンキャプチャ	一時間	九五〇円																
ロ	サーモグラフィ	一時間	二九〇円																
ハ	トレッドミル	一時間	一九〇円																
ニ	三次元デジタイザ	一時間	七五〇円																
ホ	形状測定装置	一時間	二七〇円																
ヘ	マイクロフォーカスX線CT装置	一時間	三、四九〇円																
ト	弾性率測定装置	一時間	一、五六〇円																
チ	熱定数分析機	一時間	八五〇円																
リ	誘電特性評価システム	一時間	五八〇円																
ヌ	熱伝導率計	一時間	三二〇円																
ル	蛍光X線膜厚計	一時間	七四〇円																
ヲ	電磁式・渦電流式膜厚計	一時間	一三〇円																
ワ	毛管式流動性測定装置	一時間	六〇〇円																
カ	混練抵抗測定装置	一時間	九九〇円																
ヨ	メルトインデクサ	一時間	二一〇円																
タ	粒度分布測定装置	一時間	二五〇円																
レ	色差計・光沢計	一時間	二〇〇円																
ソ	接触角測定装置	一時間	一九〇円																
ツ	ガス発生量測定機	一時間	二〇〇円																
ネ	熱膨張計	一時間	二四〇円																
ナ	カルフィッシャー水分計	一時間	六〇円																
ラ	食品用熱分析システム	一時間	三八〇円																
ム	動的粘弾性測定装置	一時間	三一〇円																
ウ	ファリノグラフ	一時間	一三〇円																
キ	クリープ試験装置	一時間	二五〇円																
ノ	精密力量測定機	一時間	七〇円																
オ	レオメータ	一時間	六〇円																

六 試料調製機器			
ク	香氣成分測定装置	一時間	三三〇円
ヤ	振動式密度計	一時間	二〇〇円
マ	米粒食味計	一時間	一一〇円
ケ	エクステンソグラフ	一時間	一〇〇円
フ	ビスコアミログラフ	一時間	一四〇円
コ	発酵モニタ	一時間	一〇〇円
エ	色彩分析システム	一時間	一七〇円
テ	分光測色計	一時間	一五〇円
ア	色差計	一時間	一四〇円
サ	光電光沢計	一時間	五〇円
キ	チップ型電気泳動装置	一時間	九〇円
イ	窒素雰囲気焼入炉	一時間	六三〇円
ロ	窒素雰囲気焼戻炉	一時間	三八〇円
ハ	高温電気炉	一時間	五二〇円
ニ	卓上電気炉	一時間	一、四一〇円
ホ	電気炉	一時間	一八〇円
ヘ	マッフル炉	一時間	三二〇円
ト	炭化焼成炉	一時間	四八〇円
チ	連続式ロータリーキルン	一時間	四二〇円
リ	熱風循環式乾燥機	一時間	一八〇円
ヌ	超微粒子粉碎機（工業材料用）	一時間	一三〇円
ル	超微粒子粉碎機（食品用）	一時間	二三〇円
ヲ	試料粉碎装置	一時間	一一〇円
ワ	ミル式粉碎機	一時間	五三〇円
カ	カッター式粉碎機	一時間	三七〇円
ヨ	粉碎機	一時間	七〇円
タ	造粒機	一時間	一一〇円
レ	二軸エクストルーダ	一時間	五六〇円
ソ	かくはん機	一時間	九〇円
ツ	分離用小型超遠心機	一時間	二七〇円
ネ	真空凍結乾燥機	一時間	四二〇円
ナ	安全キャビネット	一時間	一三〇円
ラ	ジャーフアメンタ	一時間	一二〇円

		七 電気・電子測定機器																		
		置																	ム 電気透析装置	
		ロ 電磁波障害対策室電磁波試験測定装置																	ウ ファリノグラフ用ミキサ	
		イ 電波暗室電磁波試験測定装置																	一時間	九〇円
		ハ シールドルーム電磁波試験測定装置																	一時間	九〇円
		ニ リバブレーションチャンバー																	一時間	二、八一〇円
		ホ 空間電磁界可視化システム																	一時間	六、九一〇円
		ヘ 電磁波妨害源探査装置																	一時間	六六〇円
		ト 電磁波解析装置																	一時間	二九〇円
		チ シールド材特性評価装置																	一時間	一四〇円
		リ ネットワークアナライザ																	一時間	一〇〇円
		ヌ マイクロ波ネットワークアナライザ																	一時間	二二〇円
		測定システム																	一時間	三、〇八〇円
		ル スペクトラムアナライザ																	一時間	一三〇円
		ヲ ロジックアナライザ																	一時間	一〇〇円
		ワ 広帯域オシロスコープ																	一時間	二二〇円
		カ オシロスコープ																	一時間	五〇円
		ヨ 高速信号シリアルアナライザ																	一時間	一、三〇〇円
		タ 任意波形発生装置																	一時間	七〇円
		レ 高周波信号発生器																	一時間	五〇円
		ソ 交直流可変電源装置																	一時間	一〇〇円
		イ 恒温恒湿槽																	一時間	二八〇円
		ロ オゾン劣化試験機																	一時間	二〇〇円
		ハ ガス腐食試験機																	一時間	七七〇円
		ニ 複合サイクル試験機																	一時間	二六〇円
		ホ 冷熱衝撃試験機																	一時間	四四〇円
		ヘ 人工気候室																	一時間	二二、一〇〇円
一時間	部分) に係る 気象室 (人工 気象室																		一時間	四、四七〇円

九 分析機 器																																																																																																																				
ヨ	グルコースアナライザ	一時間	八〇円	カ	有機酸分析システム	一時間	二五〇円	ワ	近赤外分析計	一時間	七三〇円	ヲ	自記分光光度計	一時間	二八〇円	ル	赤外分光光度計	一時間	四一〇円	ヌ	FT-NMR装置	一時間	五、一七〇円	リ	ガスクロマトグラフ	一時間	二二〇円	チ	高速液体クロマトグラフ	一時間	四二〇円	ト	イオンクロマトグラフ	一時間	四三〇円	ヘ	炭素・硫黄分析装置	一時間	九八〇円	ホ	酸素・窒素分析装置	一時間	一、一四〇円	ニ	蛍光X線微小部分分析計	一時間	二六〇円	ハ	波長分散型蛍光X線分析装置	一時間	一、七五〇円	ロ	X線マイクロアナライザ	一時間	三、七〇〇円	イ	光電子分光装置	一時間	六、一二〇円	ツ	剥離試験機	一時間	八〇円	ソ	包装容器圧縮試験機	一時間	三三〇円	レ	織物摩擦試験機	一時間	五〇円	タ	KESシステム	一時間	三〇〇円	ヨ	熱プレス機	一時間	四九〇円	カ	超音波探傷器	一時間	一五〇円	ワ	低荷重摩擦試験機	一時間	二一〇円	ヲ	パソコン制御式車椅子エルゴメータ	一時間	二二〇円	ル	衝撃試験装置	一時間	一、四〇〇円	ヌ	振動試験機	一時間	二、二七〇円	リ	キセノンランプ式耐候性試験機	一時間	二、〇五〇円	チ	大型複合サイクル試験機	一時間	一、四二〇円	ト	低湿恒温恒湿槽	一時間	八三〇円	分)	係る部	湿槽に	恒温恒	(減圧

十 その他の規則で定める試験研究機器	タ 自動滴定システム	一時間	八〇円
	一時間	六、一二〇円以内で規則で定める額	

別表第一第一号の表の備考第二号中「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表の備考第四号中「八四〇円」を「八五〇円」に改める。

別表第一第二号の表中表の部分を次のように改める。

名称	金額（月額）
五〇一研究室	一三八、七〇〇円
五〇二研究室	一三八、七〇〇円
五〇三研究室	一三八、七〇〇円
五〇四研究室	一三八、七〇〇円
五〇五研究室	一三八、七〇〇円
五〇六研究室	一三八、七〇〇円
五〇七研究室	一三八、七〇〇円
五〇八研究室	一四八、〇〇〇円
五五一研究室	八五、八〇〇円
五五二研究室	七五、二〇〇円
五五三研究室	三五四、七〇〇円
六五一研究室	八〇、六〇〇円
六五二研究室	八〇、六〇〇円
六五三研究室	八〇、六〇〇円
六五四研究室	八〇、六〇〇円
六五五研究室	八七、四〇〇円
六五六研究室	八七、四〇〇円
六五七研究室	八〇、六〇〇円
六五八研究室	八〇、六〇〇円
六五九研究室	八〇、六〇〇円
六六〇研究室	八七、四〇〇円
六六一研究室	九三、五〇〇円

別表第一第三号の表中表の部分を次のように改める。

名称	利用区分	金額
三A会議室	午前	二、一三〇円

													口 機器分析	
(7) I C P 発光分析装置	(6) I C P 質量分析装置 による分析	(5) 光電子 分光装置 による分 析			(4) 分光光度計による定 量分析	(3) 原子吸光度計によ る定量分析	(2) 炭素・硫黄分析装置 による定量分析	(1) 蛍光 X 線分析装 置による 分析		(3) 重量法 による分 析		一成分		
		深さ方向分 析	マッピング	状態分析				定性分析	定量分析	非鉄金属	鉄鋼			
一試料	一試料 一成分	一試料 (五元 素一〇 水準以 内)	一試料 (五元 素以内)	一試料 一測定	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	一試料 一成分	
九、六七〇円	一四、四〇〇円 (一成分を増す ごとに二、〇五 〇円を加える。)	三二、一〇〇円 (二元素を増す ごとに三、三五 〇円、一水準を 増すごとに三、 〇五〇円を加え る。)	三二、一〇〇円 (二元素を増す ごとに六、四〇 〇円を加える。)	四六、四〇〇円	三、六三〇円	三、〇五〇円	七、八六〇円	二、七六〇円	二、四五〇円	三、三六〇円	二、八五〇円			

二 材料試 験																								
イ 強度試験																								
(1) 度試験	(16) 分析	(15) 析	(14) る分析	(13) フによる分析	(12) 析 質量分析装置による分	(11) による分析	(10) による分析	(9) 分析 置による NMR装 定			(8) による分	による分析												
強度試験	X線回折装置による		熱分析装置による分		赤外分光光度計によ		イオンクロマトグラ		液体クロマトグラフ		液体クロマトグラフ		ガスクロマトグラフ		FTIR 液体試料測		X線マ 試料分析		ナライザ マッピング		イクロア			
一項目	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定
(一項目を増す	一、二三〇円	九、七七〇円	三、八八〇円	四、七八〇円	一四、八〇〇円	二〇、三〇〇円	五、五〇〇円	九、八六〇円	二九、四〇〇円 (一時間を増す ごとに九、〇一 〇円を加える。)	二九、四〇〇円 (一時間を増す ごとに六、〇一 〇円を加える。)	八、四〇〇円 (一時間を増す ごとに一、五九 〇円を加える。)	二九、六〇〇円	三二、六〇〇円	二九、六〇〇円	(一成分を増す ごとに一、五九 〇円を加える。)									

		(3) 衝撃試験		(2) 万能材料試験機による強度試験												
式試験機によるもの	アイゾット	式試験機によるもの	シヤルピー	の試験機によるもの	二五〇キロニュートンの試験機によるもの	一〇〇キロニュートンの試験機によるもの	二〇キロニュートンの試験機によるもの	一〇キロニュートンの試験機によるもの	一〇キロニュートンの試験機によるもの	二キロニュートンの試験機によるもの	料の圧縮試験	立体形状試験	料の強度試験	シート状試験		
一測定	一試料	一測定	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一項目	一試料	一項目	一試料		
	二、七一〇円		一、一〇〇円		三、二三〇円		三、九一〇円		三、一一〇円		八一〇円		一、〇六〇円		三、一〇〇円	（）とに四一〇円を加える。）

ハ 組織試験		ロ 物理試験														
(2) 走査型電子顕微鏡に よる試験	る試験 前処理が必 要なもの	(1) 光学顕 微鏡によ る試験 前処理が不 要なもの	(9) 粒度分布試験	(8) 食品材料等の物性試 験	(7) 防水度試験	(6) 収縮率試験	(5) 通気性試験	(4) ピリング試験	(3) 織度試験	(2) 透湿度試験	(1) 一般的な物理試験	(7) 滑脱抵抗力試験	(6) 摩耗強さ試験	(5) 引裂強さ試験	(4) 硬さ試験	よるもの
		一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料
六、八〇〇円	三、三二〇円	一、〇三〇円	五、三三〇円	四、六八〇円	七六〇円	七九〇円	七八〇円	八四〇円	五六〇円	二、五〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇七〇円	八五〇円	七五〇円	七一〇円	

七 調製	六 官能試 験	五 微生物 試験	四 環境試 験								
試験片調製	温度設定のない試験	生菌数の測定	衝撃試験装置による試験	ハ 非破壊測 定及び検査							
製 (1) 押出成形機による調				(3) X線探傷検査	(2) マイクロフォーカス X線CT装置による測 定	(1) 大型X線CT装置に よる測定	(5) 電磁波妨害源探査装 置による測定	(4) リバブレーションチ ャンバーを使用する測 定	(3) シールドルームを使 用する測定	(2) 電磁波障害対策室を 使用する測定	
一時間	一試料	一項目	一試料 一測定	一試料 一測定	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	
二、〇九〇円	二六〇円	一、四八〇円	一三、八〇〇円	七、〇一〇円	七、三七〇円 (一時間を増す ごとに六、〇八 〇円を加える。)	一六、三〇〇円 (一時間を増す ごとに一三、八 〇〇円を加える。)	四、四七〇円 (一時間を増す ごとに三、〇八 〇円を加える。)	一一、四〇〇円 (一時間を増す ごとに九、五一 〇円を加える。)	六、九九〇円 (一時間を増す ごとに五、六〇 〇円を加える。)	九、二二〇円 (一時間を増す ごとに七、八九 〇円を加える。)	

九 その他の依頼試験	八 立会試験								(2) 射出成形機による調製	一時間	三、〇五〇円	
									(3) 引張試験片調製	三〇分	八二〇円	
									(4) 衝撃試験片調製	三〇分	一、七五〇円	
									(5) 硬さ試験片調製	三〇分	五九〇円	
									(6) 顕微鏡試験片調製	三〇分	七六〇円	
									(7) X線マイクロアナライザ試験片調製	三〇分	一、三五〇円	
									(8) 工芸材料試験片調製	三〇分	一、一〇〇円	
									(9) 精密研磨器による調製	三〇分	二、六一〇円	
									一件	一時間	一、三二〇円	六八、七〇〇円 以内で知事が定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成三十一年四月一日から、第三条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による改正後の埼玉県産業技術総合センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一第一号及び第三号並びに別表第二第一号の規定は、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料及び手数料（以下この項において「使用料等」という。）（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料等及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第一第二号及び第四号の規定は、施行日以後の利用であって平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日以後の利用であって平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものに限る。）及び平成三十一年四月一日前に許可を受けた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。